第５号様式（第６条関係）

誓約書

□訪問型サービス

□通所型サービス

を実施するに当たり、次の事項を遵守します。

１　提供体制

1. 市の研修又はそれに準じた内容の研修を受講していること。
2. サービスを提供するために必要な場所、必要な設備・備品を確保していること。
3. 市及び地域包括支援センター等からの連絡に対応できる体制を整備します。

２　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に文書を交付して説明し、サービス提供開始についての同意を得ること。

1. サービスの内容及び費用負担
2. 緊急時等における対応方法

３　サービスの提供日、内容その他必要な事項を、利用者の介護予防計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載すること。

４　利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、サービス提供記録を利用者に対して提供すること。

５　従事者に、その同居家族である利用者に対するサービスの提供をさせてはならない。

※訪問型サービスのみ

６　サービスの提供時に利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等、必要な措置を講じること。

７　記録を整備し、完結の日から５年間保存すること。

1. サービス提供記録
2. 事故の状況・事故に際して採った処置についての記録

８　登録内容に変更がある場合は、変更が生じた日から１０日以内に市に届け出ること。

団体名：

代表者名：　　　　　　　　　　　　　印